

平成9年度の河川事業の重点施策 治水施設の安全性向上と冠水被害軽減対策

建設省河川局治水課 課長補佐 小俣 篤

1. はじめに

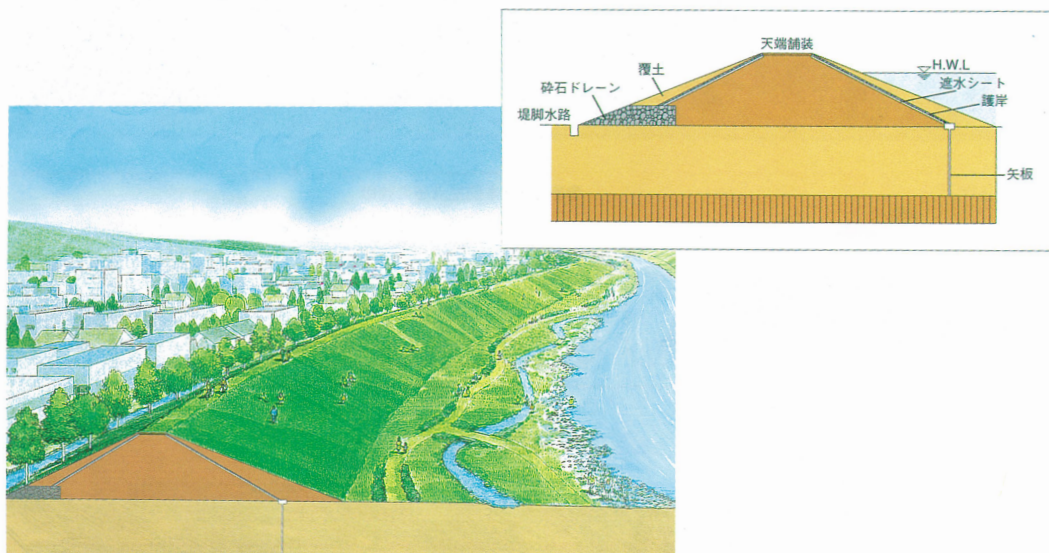
阪神・淡路大震災により、計画を上回るような際限のない自然災害に対する防災のあり方が問われています。治水施設の整備に関しても河川審議会答申「21世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」（平成8年6月）の中で、①氾濫域における土地利用の高度化や人口・資産・中枢機能の集積状況、高齢者など災害弱者の増大等を踏まえると都市域においては、もはや破堤氾濫等による壊滅的な被害の発生は許されない状況にある、また、②阪神・淡路大震災の教訓からも明らかなように、自然災害の被害を完全に防ぐには限界がある、との現状認識の下、治水対策の新たな展開として、従来からの当面の整備目標（大河川については30～40年に1度、中小河川については5～10年に1度発生する規模の降雨に対する整備）の達成を目指すとともに、治水施設のみの対応による限界を認識して、大洪水が発生したとしても被害を最小限に食い止めるように、多様な方策を流域と河川において講じ、破堤氾濫等による壊滅的な被害を回避すべきであるとされています。このように、計画目標とする洪水に対する安全性を高めることはもちろん、計画を越える洪水に対しても無方備ということではなく、被害を最小限に食い止めることにより、壊滅的な被害を回避する対策を進めることが必要とされています。

2. 治水施設の安全性の向上

破堤等による壊滅的な被害を回避するために堤防のより高い安全性を確保するため、河道内に流下できる洪水流量を増やす従来型の治水方式に加え、これまで首都圏及び近畿圏の大都市地域等で進めていたスーパー堤防の整備とともに、耐浸透、耐越水性に優れ越水しても急激には破壊しにくい構造を有する堤防の整備（図－1）を直轄河川の都市区間を対象として重点的に進めることとしています。

3. 冠水被害軽減対策

ひとたび洪水氾濫が生じた場合にも被害の最小化を図るため、通常の治水施設整備を進めるとともに、洪水氾濫等における氾濫水の制御等により被害軽減を図る「冠水被害軽減対策」を推進する。この施策では避難地・避難路、緊急排水門、氾濫流の制御施設等のハード面の整備に加え、ソフト面においても、洪水ハザードマップの提供等により災害時のみならず平常時から危機管理に対する意識の形成を図り、情報伝達・警戒避難体制等の確立を図る。このような総合的な施策の推進にあたっては、河川管理者と地方公共団体、関係機関、地域住民とが適切に役割分担し相互に連携をとって進めることが必要であり、このための地域協議会設置による計画策定など枠組みを整備する（図－2、3参照）。



図－1 新しい堤防強化のイメージ図

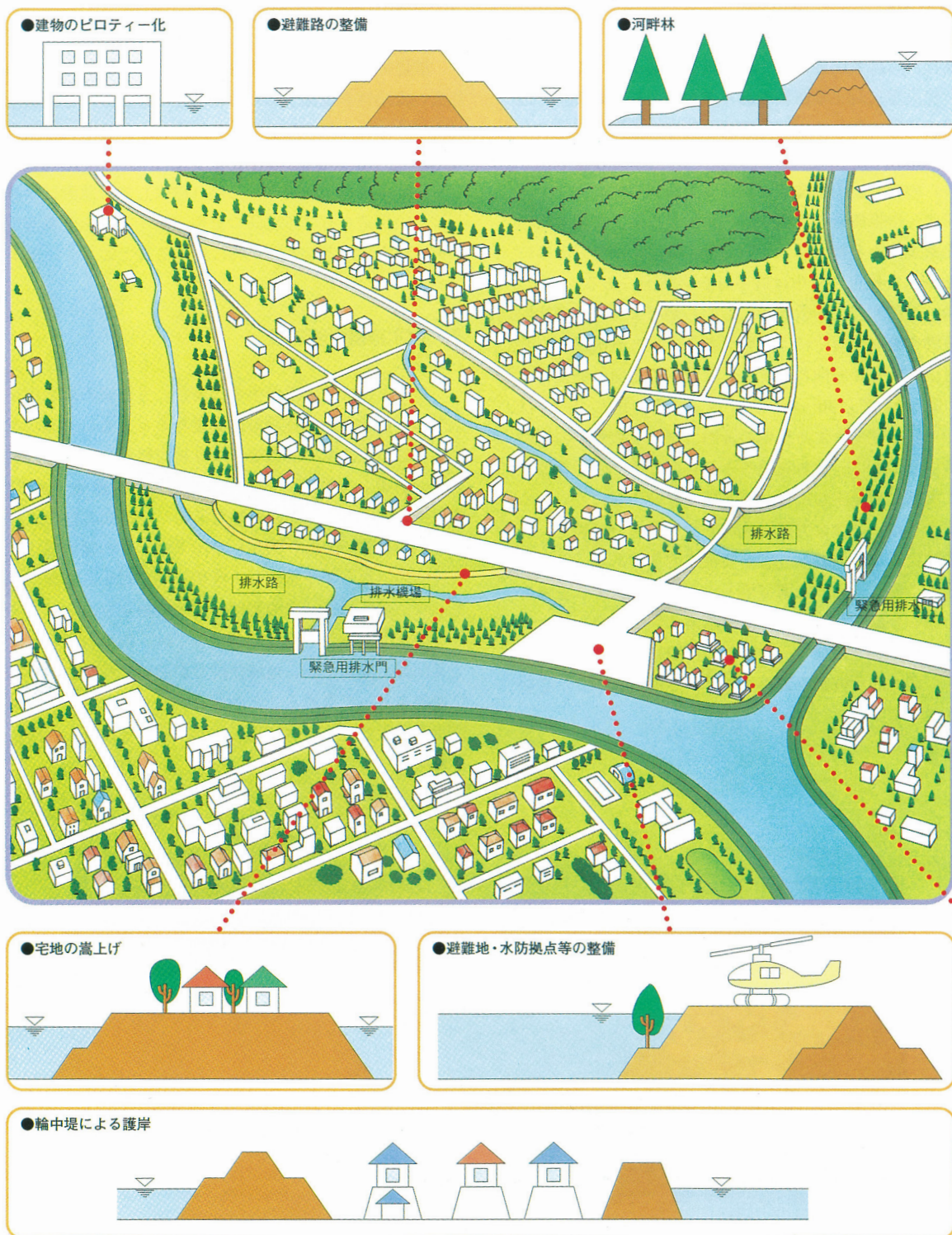
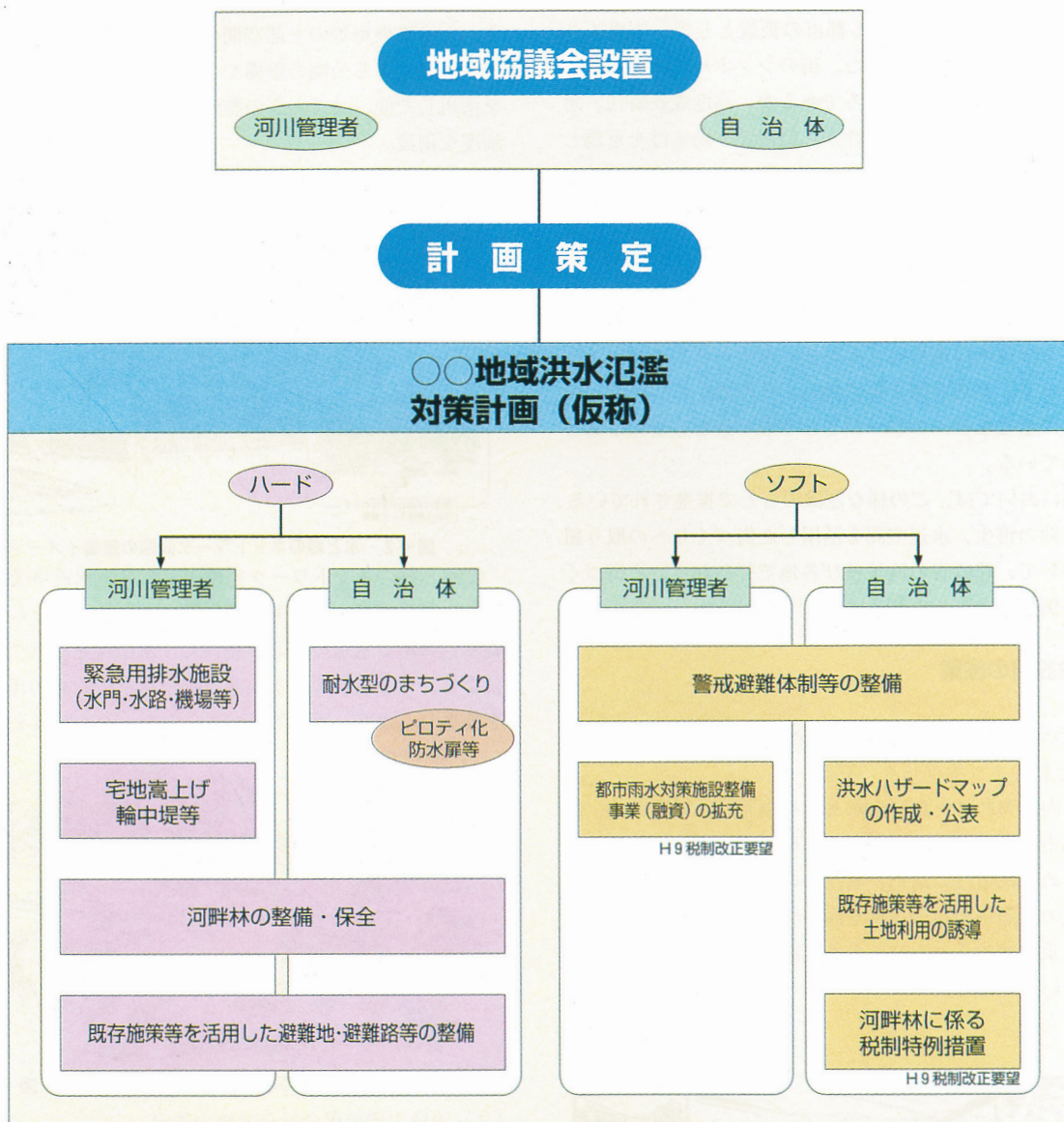


図-2 氾濫原対策のイメージ



※融資・税制

- ・都市雨水対策施設整備事業（融資）の拡充
 - 宅地のビロティ化など耐水性向上対策施設の整備への融資
- ・河畔林に係る土地に対する税制特例措置
 - 民地に河畔林を整備・保全する際の税制上の特例措置の創設

図－3 河川管理者と自治体との役割分担